

一般社団法人 日本原子力学会 標準委員会 リスク専門部会
第5回 PRA品質確保分科会 議事録

1. 日時 2013年1月24日(木) 9:30~12:00

2. 場所 原子力安全推進協会 第3会議室

3. 出席者

(出席委員) 越塚主査(東大)、成宮副主査(関電)、喜多幹事(TEPSYS)、糸井委員(東大)、大類委員(JNES)、西野委員(JAEA)(岡野委員代理)、桐本委員(電中研)、倉本委員(NEL)、上良委員(原電)、曾根田委員(日立GE)、小森委員(東芝)、田中委員(MHI)、竹下委員(中電)、村田委員(原安進)、山内委員(東電) (15名)

(常時参加者) 鈴木(TEPSYS)、根岸(GIS) (2名)

(傍聴者) 井上(GIS) (1名)

(敬称略)

4. 配布資料

RK4SC5-0 一般社団法人 日本原子力学会 標準委員会 リスク専門部会 第5回
PRA品質確保分科会 議事次第

RK4SC5-1 一般社団法人 日本原子力学会 標準委員会 リスク専門部会 第4回
PRA品質確保分科会 議事録(案)

RK4SC5-2 PRA品質確保標準素案(参考文献との比較)

RK4SC5-3 PRA品質確保標準素案

RK4SC5-4-1 専門家/専門家判断について

RK4SC5-4-2 専門家と専門家判断についての私案

RK4SC5-5 日本原子力学会 標準委員会 リスク専門部会 PRA品質確保分科会の
活動状況(中間報告)(案)

RK4SC5-6 PRA品質確保標準 当面のスケジュール

参考資料

RK4SC5-参考1 一般社団法人 日本原子力学会 標準委員会 リスク専門部会 第4
回 PRA品質確保分科会 議事メモ(案)

手持ち資料 レベル1標準改定案

5. 議事内容

(1) 出席委員、配布資料の確認

委員 15 名のうち 14 名が出席しており、決議に必要な定足数を満たしていることが確認された。(分科会開始時点、最終的には 15 名出席)

(2) 前回議事内容の確認 (RK4SC5-1)

喜多幹事より、資料 RK4SC5-1 に基づき説明がなされた。

以下のコメントの通り修正することとなった。

((3)標準素案について (4 章 品質保証活動について))

- ・ 箇条書き 1 つ目の一文目 (JEAG-4111 の規定に類似するもの…) を削除する。

(3) PRA 品質確保標準素案 (RK4SC5-2、RK4SC5-3)、専門家と専門家判断について (RK4SC5-4-1、RK4SC5-4-2)

資料 RK4SC5-2、RK4SC5-3 について喜多幹事より、また、前回議論となった専門家と専門家判断について、資料 RK4SC5-4-1 に基づき喜多幹事より、RK4SC5-4-2 に基づき村田委員より説明がなされた。

主な議事内容は以下の通り。

(専門家判断と工学的判断について)

- ・ レベル 1 標準では工学的判断という言葉を使用しており、本分科会で議論している専門家判断という言葉との使い分けも合わせ、定義を明確にしてはどうか。
 - 今後の課題として検討する。今後レベル 1 標準分科会とも調整し、最終的な結論を出す。

(5.2 専門家の選定)

- ・ 「より広い見地を得る必要がある場合」が前提であることが分かりづらい。
- ・ 規定として審査に出した際、「関連する理由で」という表現は曖昧であると指摘される危険性がある。
- ・ a)~d)は事例であって条件ではないのではないかと。
 - 規定本文では「より広い見地を得る必要がある場合」と明記し、a)~d)は附属書に落とすよう修正する。
- ・ 専門家の選定に際し、統合する専門家を決め、その専門家が更に複数の専門家を選定しても良いのか等、PRA 実施者が何をどこまで決めなければならないのかが明確でない。どこまでを要求し、どこまで自由度を残すべきか明確にしておいた方が良い。
 - 5.2 専門家の選定、5.3 専門家判断の集約について、どこまでを義務的な規

定とするか検討していくこととする。

(PRA 実施者の定義について)

- PRA 実施者や外部・内部という言葉の定義については前回の分科会でも議論したが、標準案では明文化されていない。議論の過程を知らない人が見ても理解できるよう定義しておくべき。
 - PRA 実施者は実際に PRA をやる者であって、組織の内外といった分けとは異なることが分かるよう、用語の定義等での明確化を議論する。

(ピアレビューについて)

- ピアレビューチームメンバーの適切性を判断するエビデンスについて、個人情報に係るため解説で触れ、規定としては要求しないというのは違和感がある。文書化することと公開することは異なるので、適格性の判断材料として使用する項目は規定本文に明記しておいた方がよい。
 - 規定本文で明記することとする。
- 6.1 一般事項で、「限定的なピアレビューでも良い」としているが、限定的という言葉の解釈や、限定した箇所以外の取り扱いなどで混乱が生じる恐れがある。
 - 原則として全てレビューするが、過去のレビュー結果を流用できる部分は説明した上で流用しても良い、とする許容規定の形に修正する。文案については ASME の記載等も参考に検討していく。

(その他軽微な修正)

- RK4SC5-2 の 2 ページ目、品質保証活動の f)「ピアレビューチームの実施に依頼し…依頼する。」という部分の書き方を適切に修正する。
- ピアレビューチームリーダーの任命について 6.2 チームの構成と 6.4.1 事前準備の 2 カ所で重複して要求しているため、6.2 の項からは削除する。

(4) 活動状況中間報告 (案) について (RK4SC5-5)

資料 RK4SC5-5 に基づき、喜多幹事より説明があり、以下の通り決定した。

- 規定案作成の背景の説明資料として、RK4SC5-2 の比較表も提示する。
- 収束していない議論についても、箇条書き程度で書いておき、部会からも意見を求める。
- 本分科会としての方針は決まったが規定案の文章として決定していない部分 (専門家判断の解釈、限定的なピアレビュー等) についても補足する。

(5) 今後の予定 (RK4SC5-6)

- ・ 次回は2月8日(金)午前を予定。
- ・ 2月1日のリスク専門部会で活動状況の中間報告、3月1日に本報告の予定。ただし、3月1日の本報告については状況に応じ先送りする。その場合でも、4月には本報告を行い、書面投票を経て6月に最終報告という期限は遵守することを目指す。

以上